

投資家が人権を尊重 すべき理由および その方法

6つの原則

本原則の序文

私たち機関投資家には、受益者のために長期的視点に立ち、最大限の利益を追求する義務があります。この受託者の役割において、(ある程度の会社間、業種間、地域間、資産クラス間、そして時代毎の違いはあるものの) 環境、社会、コーポレート・ガバナンス(ESG)の課題が投資ポートフォリオのパフォーマンスに影響する可能性があると考えます。また、本原則を採用することにより、投資家がより広範な社会の目的を達成できることも認識しています。したがって、受託者責任と一貫することを条件に、私たちは以下に取り組みます。

- 1 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスに ESGの課題を組み込みます
- 2 私たちは、活動的な所有者となり、所有方針と所有習慣にESG課題を組み入れます
- 3 私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます
- 4 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います
- 5 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します
- 6 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します



PRI のミッション

私たちは経済的に効率の良い、持続可能な国際金融システムが長期的な価値の創出に必要であると考えています。こうしたシステムは、長期的な責任投資に報い、環境や社会全体に利益をもたらします。

PRI は、本原則の採用およびその実施の協働を奨励すること、優良なガバナンス、誠実性、説明責任を促進すること、市場の慣行、構造および規制の中に存在する持続可能な金融システムにとっての障害に対応することにより、この持続可能な国際金融システムの達成に尽力します。

免責事項

本報告書に含まれる情報は、情報提供のみを目的としており、投資、法務、税務その他のアドバイスを意図しているわけではなく、また投資その他の決定の根拠としていただくことを意図しているわけでもありません。著者および発行者は、法務、経済、投資、または専門的な問題やサービスに関するアドバイスを提供しないことを理解していただいた上で、本報告書を提供しています。PRI Association は、本報告書が参照しているウェブサイトのコンテンツおよび情報リソースについて責任を負いません。これらのサイトへのアクセスの提供、当該情報資源の提供により、それらに含まれる情報を PRI Association が支持しているとみなしてはなりません。別途明示的な記載がある場合を除き、本報告書で表現される意見、推奨、所見、解釈、結論は、本報告書の様々な協力者のものであり、必ずしも PRI Association または責任投資原則の署名機関の見解であるとは限りません(部分的であれ、全体としてであれ)。本報告書の表紙または内部で言及されている他の組織が、本報告書に記載されている結論を支持または同意していると推測するべきではありません。企業の例を挙げている場合、または外部の貢献者(PRI 署名機関を含む)によるケース・スタディが記載されている場合、いかなる点でも、PRI Association または責任投資原則の署名機関がそれらの組織を保証しているとは解釈されません。外部の貢献者によって提供されたコンテンツの正確性は、当該貢献者の責任となります。本報告書に含まれる情報は信頼できる最新の情報源から取得するよう努力していますが、統計、法律、規則、規制には変化する性質があるため、本報告書に含まれる情報には遅延、脱落、不正確性が生じる場合があります。PRI Association は本報告書に含まれる情報の間違い、脱落、それに基づいて行った意思決定または行動、あるいは当該意思決定または行動により生じた、またはそれらを原因とする損失または損害について責任を負いません。本報告書に含まれるすべての情報は「現状有姿」で提供され、完全性、正確性、適時性またはこの情報の使用から得られた結果について一切保証せず、あらゆる種類の明示的、黙示的な保証をしません。

目次

エグゼクティブ・サマリー	4
序文	6
人権の定義	7
ビジネスと人権に関するグローバルな枠組み	8
国連ビジネスと人権に関する指導原則	9
OECD 多国籍企業行動指針	10
投資家のイニシアティブ	10
投資活動における人権の尊重	11
3つの部分からなる責任	12
深刻度と影響力	14
バリューチェーンへの影響	16
主なリソース	17
次のステップ	18

エグゼクティブ・サマリー

すべての企業と同様に、機関投資家にも人権を尊重する責任があります。この責任は 2011 年に国連と OECD によって正式に定められましたが、それ以降、従業員、受益者、顧客、政府、そしてより広範な社会からの期待は増す一方です。期待が高まっているのは、多くの人権問題に関する認知度や緊急性が高まっていることだけではなく、投資家が実社会のアウトカムを形成する上で果たす役割と、投資活動全般にわたってその役割を果たす責任があるということへの理解が深まっているからです。

一部の国・地域では、人権に関するデュー・デリジェンスの規制がすでに導入されており、パイプラインに存在するより多くの施策や政策決定が UNGP や OECD の基準に収斂していることから、投資家は、現時点でこれらの枠組みを導入することで、ESG 課題へのアプローチを将来にわたって保証することができます。また、先進的な投資家は、国際基準を満たし、人々にもたらす実際のおよび潜在的な負のアウトカムを防止、緩和することは、財務リスク管理の改善につながり、受益者、顧客および規制当局の変化する要求に自分たちの活動に対応させるのに役立つことを認識しています。

投資活動における人権の尊重

機関投資家は、人権尊重のため、3 つの要素で構成される責任を担います。

- 1. ポリシー・コミットメント
- 2. デュー・デリジェンスのプロセス
- 3. 救済措置へのアクセスの具現化または提供

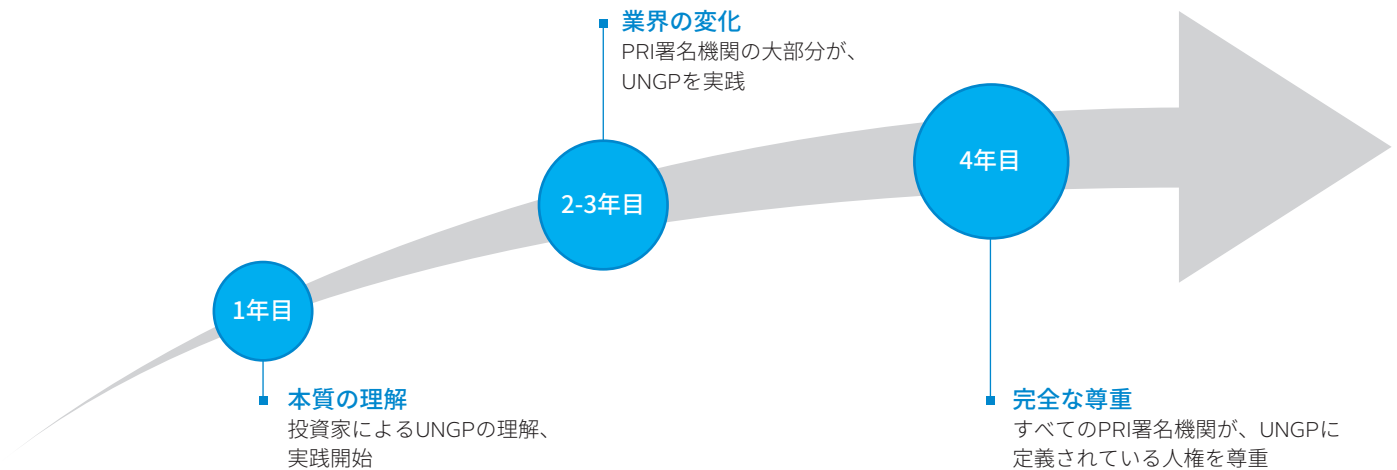
ポリシー	デュー・デリジェンスのプロセス				救済措置へのアクセス
国際的に認められた人権を尊重するポリシー・コミットメントの採択	投資先から生じる、人々にとっての実際のおよび潜在的な負のアウトカムの特定	特定された実際のおよび潜在的な負のアウトカムの防止と緩和	人権に関するアウトカムの継続的な管理の追跡	アウトカムや実施した措置について、顧客、受益者、影響を受けるステークホルダー、および公への伝達	救済措置へのアクセスの具現化または提供

デュー・デリジェンスおよび求められる救済措置へのアクセスを効果的に行うため、投資家は投資判断、投資先のスチュワードシップ、政策立案者やその他のステークホルダーとの対話を利用することができます。エクスポージャーや必要とされる行動を理解するため、投資家は、運用会社から他のサービス・プロバイダーや投資先まで、バリューチェーン全体に情報提供を求める必要があります。また、投資家は、事業活動や関係性から生じる人々への被害をどのように管理しているかを知り、行動し、それを示すために、期待値を設定し、他社に影響を与えます。



PRI の次のステップ

我々は、金融システムにおいて導入されている人権尊重に向けた取組のため、複数年にわたる行動計画を策定しています。



PRI では次のことを実施します。

- 知識の共有、事例、その他の実践的な資料を通じ、機関投資家による UNGP の実施の支援。
- PRI レポーティング・フレームワークに人権に関する質問を取り入れることによる署名機関の説明責任の改善。
(当初は任意での実施)
- 人権尊重を実施する上での業界の課題に対処するため、投資家の協働を促進。
- 投資家や投資先が人権問題を管理できるような政策措置の推進。
- 投資家が人々のリスクを管理できるような有意義なデータの創出。

金融業界は、持続可能な開発と成長を促進し、人々の基本的な尊厳と権利の維持を徹底するため、重要な役割を果たす必要があります。



序文

人権を尊重するための機関投資家の責任は、他のすべてのビジネスと同様に、ビジネスと人権に関する国連指導原則（UNGP）¹に定義されています。UNGPは、2011年に国連人権理事会により満場一致で正式に承認され、直ちに多国籍企業のためのOECD指針²に反映されました。それ以降、従業員、受益者、顧客、政府およびより広範な社会からの期待は増すばかりですが、これは、人権問題の緊急性や可視性が高まっていることのみならず、すべての投資活動において、実社会のアウトカムを形成する投資家の役割やそれを実行する責任に対する理解が深まったことにも起因します。

こうした期待に応えることができなければ、信用が失われ、金融業界を運営していくためのソーシャル・ライセンスが危険にさらされる可能性があります。メディアや政府、市民は、世界の金融システムが、持続可能で包摂的な経済の支援につながる方法で資本を管理しない場合、金融システムが意図した目的を実行し、社会により広範な利益を提供するのか疑問を投げかけています。気候の緊急事態、何十年にもわたる経済不平等の格差拡大、およびCOVID-19の感染拡大はすべて、投資家の行動への関心を高める要因となっています。

企業や投資家は、人権に対する期待に応えることで、一連の複雑な環境、社会、ガバナンス（ESG）課題をより効果的かつ積極的に管理できるようになります。社会問題の中には、従業員との関係、多様性の問題、健康と安全、地域社会との関係、強制労働などがあり、それぞれが確立された国際的な人権関連の対策に反映されています。水へのアクセス、税の公平性、気候の公平性など、環境やガバナンスの課題として頻繁に分類される多くの問題にも、明確な人権の基盤があります。

我々は、各国政府が人権を擁護し、投資家への期待を法律や規制に織り込むモメンタムが高まるのを目の当たりにしています。国・地域によって人権がどの程度保護されているかは異なるため、人権が十分でない場合には、より高い国際基準を目指して活動する企業の責任は継続して存在します。人権のデュー・デリジェンスについて追加の規制がパイプラインに存在し³、政策決定がUNGPやOECD基準に収斂しているため、投資家は、今、これらの枠組みを導入することで、ESG課題へのアプローチを将来にわたって保証することができます。

人権の尊重は、SDGsを推進するための基本です。

持続可能な開発目標（SDGs）は、社会、そして投資家を含むすべてのステークホルダーの世界的な目標を定めたもので、世界人権宣言を明確にその基盤としています。国連人権高等弁務官事務所（UNHCHR）は、SDGsと人権との重なる部分を**明示的にマッピング**しています。

事業活動と投資活動を全体にわたるUNGPの実施は、SDGsの達成に向けて変革的な貢献をもたらす可能性を秘めています。企業や投資家は、あらゆる人権問題に取り組むことで、とりわけ以下のことが可能になります。

- 事業活動におけるジェンダー関連の課題に取り組み、最大11項目のSDGsの達成を支援
- 労働者に生活賃金を提供し、11項目のSDGsを達成⁴
- バリューチェーンから強制労働を排除し、SDGsの6項目の進展に貢献

SDGsと人権との間のこの重複は、奪うことのできない人権そのものの性質を減少させるものではありません。すなわち、企業や投資家が人々への損害を防止または軽減できない可能性を、一つまたは複数のSDGsに貢献するための目標を定めたイニシアティブで相殺することはできないということです。

PRIは、**SDGの成果を伴う投資**のために、5つの枠組みを策定しました。

1 https://www.ohchr.org/documents/publications/guidingprinciplesbusinesshr_en.pdf

2 <http://mneguidelines.oecd.org/mneguidelines/>

3 2021年に企業の環境および人権に関するデュー・デリジェンスを義務化するための欧州委員会の発表を参照：<https://responsiblebusinessconduct.eu/wp/2020/04/30/european-commission-promises-mandatory-due-diligence-legislation-in-2021/>

4 Shiftによる事例：<https://shiftproject.org/what-we-do/sdgs/>

また、主要な投資家は、国際基準を満たし、人々にもたらす実際のおよび潜在的な負のアウトカム⁵を防止、緩和することは、財務リスク管理の改善につながり、受益者、顧客および規制当局の変化する要求に自分たちの活動を対応させるのに役立つことを認識しています。しかし、多くの機関投資家は、人権を尊重するための責任をどのように果たすべきかについて、認識していない、または明確に理解していません。

本報告書では、国連や OECD が定めているように、投資家が、すべての投資活動において人権を尊重することに対する PRI の期待を述べており、特定のテクニカル・ガイダンスについて

では、OECD および人権のための投資家アライアンス (Investor Alliance for Human Rights) が作成したリソースを参照するよう促しています。また、署名機関を支援するための今後のイニシアティブの概要を示し、金融業界において人権を推進するための課題も指摘しています。

人権の尊重を確保することは、[責任ある投資のための 10 年計画](#)を達成するための核であり、すべての人にとってのより豊かな世界を築くことに貢献する、持続可能な市場の形成に向け、責任ある投資家の協働を目指しています。

人権の定義

人権の概念は、強力であると同時に単純で、人々が尊厳をもって扱われる普遍的権利を有するというものです。すべての個人は、国籍、居住地、性別、出身国、民族、肌の色、宗教、言語またはその他のいかなる地位に関わらず、差別されることなく人権を享受する権利を有します。人権は相互に関連し、相互に依存しており、不可分です。

人権を尊重するという企業の責任は、国際的に認められた人権に基づくものであり、少なくとも以下の文書に示されているように理解されています。

	国際人権章典 (「世界人権宣言」「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」およびその 2 つの選択議定書)	国際労働機関の 「職場での基本原則と権利に関する宣言」 および 8 つの主要条約
例	■ 無差別の権利 ■ 健康権 ■ 十分な生活水準を保持する権利 ■ 表現の自由の権利 ■ プライバシー権 ■ 生活賃金の権利	■ 強制労働からの解放 ■ 児童労働からの解放 ■ 職場における差別からの解放 ■ 組合の結成、組合への加入、団体交渉の自由

追加的な人権文書は、特定のグループや集団に属する人々（例えば、子ども、民族的・宗教的少数者、先住民族）の人権について詳しく述べており、それらの人々が、差別なく人権を完全に享受するためには特別な保護が必要である可能性を認識しています。管轄区域によっては、より厳格な要件を持つ地域のおよび国家的な文書が存在します⁶。

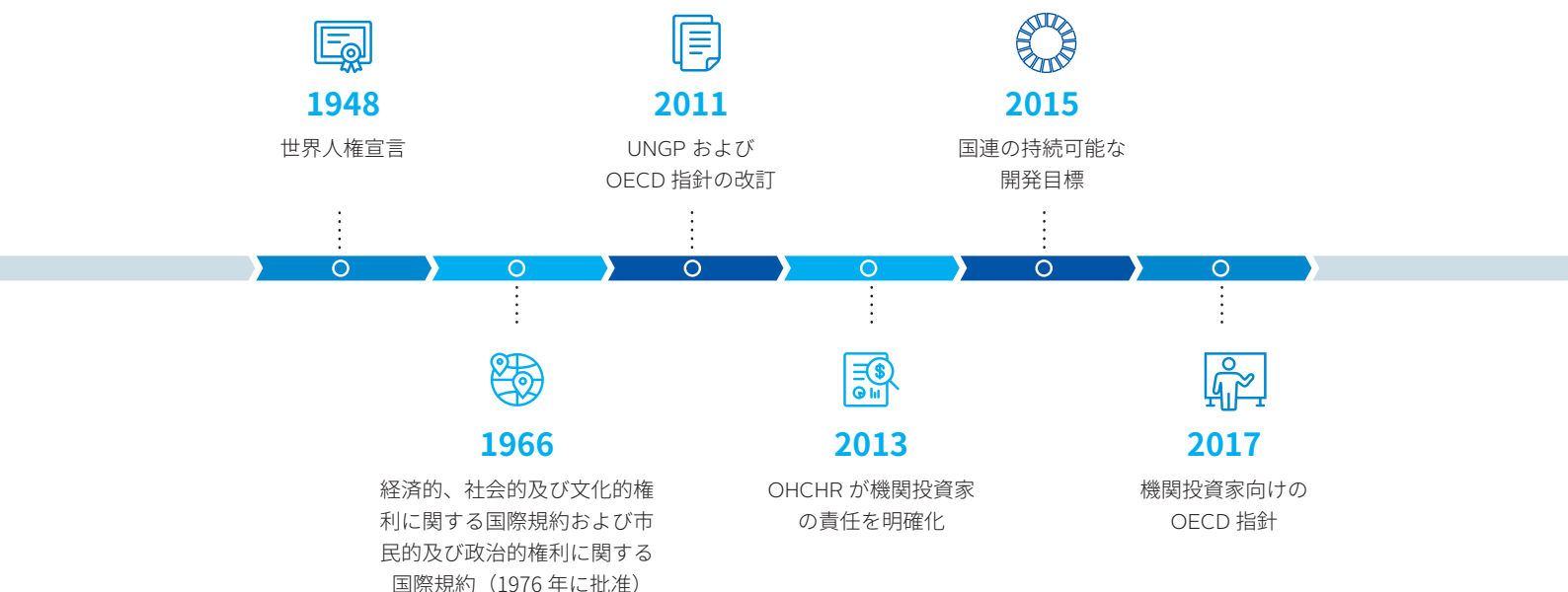
5 本文書では、UNGP が「インパクト」と呼ぶものを「アウトカム」とします。投資家からは、アウトカムとインパクトは一般的に異なる概念として理解されており、結果は、意図されたものか意図されていないもの、現実のものか潜在的なもの、また、投資家の活動によって引き起こされるもの、投資家の活動に貢献するもの、または投資家の活動に直接関連するもののいずれにも当てはまります。投資家（特にインパクト投資家）は、「インパクト」を「組織によってもたらされるアウトカムの変化」と定義することも頻繁にあります。インパクト・マネジメント・プロジェクトの [Norm \(規範\) の項を参照のこと](#)。

6 OHCHR (2012 年)：人権尊重についての企業の責任：解釈の手引き、9-12 ページ。

ビジネスと人権に関するグローバルな枠組み

人権の促進と保護は国際法に明示されています。当初、[世界人権宣言](#)では、「すべての個人と社会のすべての機関 [...] が普遍的で効果的な承認と遵守を確保するために努力する [...] という目的のために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準」と記されていました。[経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約](#)および[市民的及び政治的権利に関する国際規約](#)は、国家間の法的拘束力のある協定においてこの基準を成文化し続けています。この3つの文書で構成されるのが、[国際人権章典](#)です。

しかし、「社会のすべての機関」に関する言及は、一般的に、国家のみが対象であると解釈され、機関投資家など、ビジネスの責任は明確には定められていません。これは、2011年に国連人権理事会がUNGPを満場一致で承認したことで変わりました。UNGPは、すべての企業は、一連のポリシーやプロセス要件を通じて人権を尊重する責任があることを明示しました。2013年には、国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）が、[UNGPは機関投資家に適用される](#)ことを明確にしました⁷。



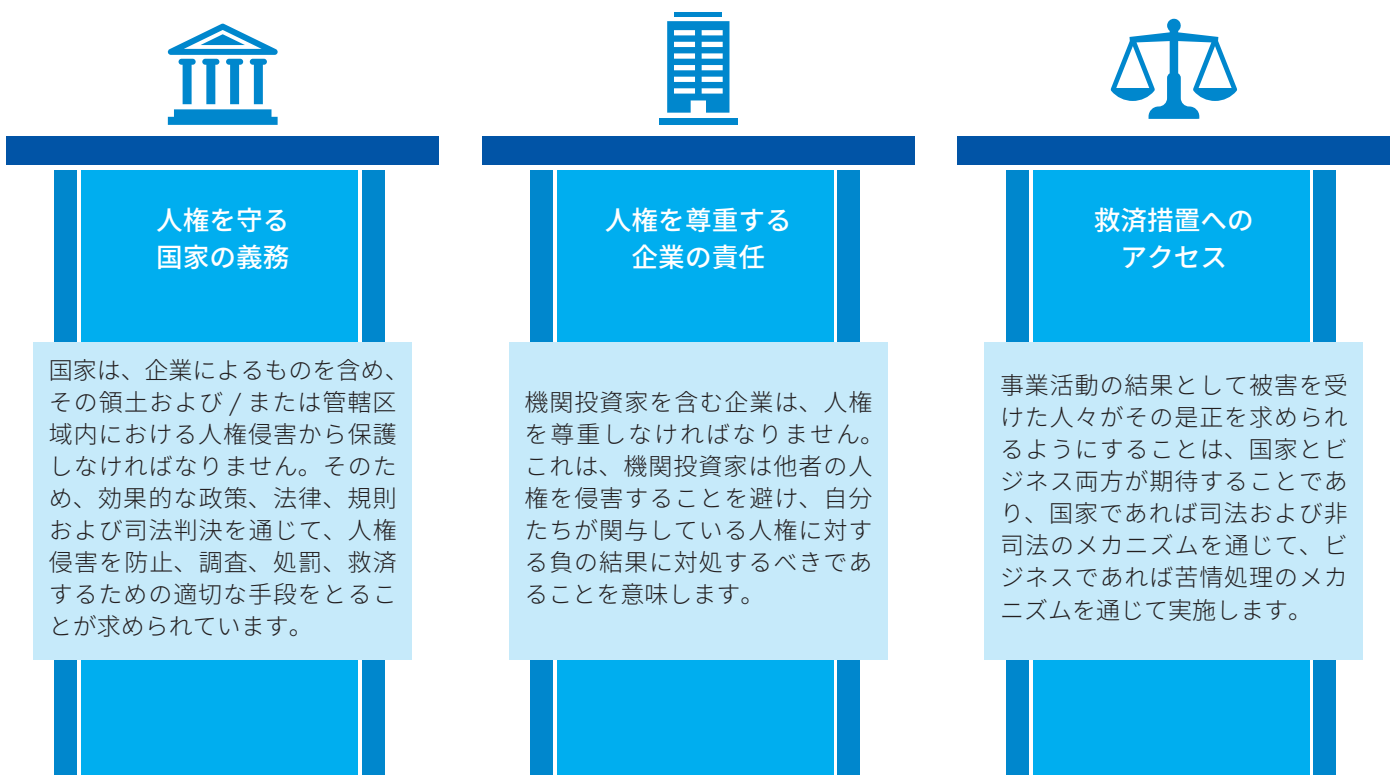
⁷ OECD 責任ある企業行動に関する作業部会の議長への [OHCHR の対応](#) (2013 年)

国連のビジネスと人権に関する指導原則

UNGP は、人権に関する企業行動についての権威ある基準で、広範に支援され、国家、地域機関、多国籍組織が採用しており、世界の政策が収斂する中心となっています。

- UNGP が承認された際の人権理事会の加盟国は、ブラジル、中国、ロシア、サウジアラビア、イギリス、米国などです。
- チリ、コロンビア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、オランダ、ノルウェー、イタリア、スペイン、スイス、タンザニア、タイ、ケニア、イギリスおよび米国や他の国は、それ以降、それぞれの国の行動計画に UNGP を取り入れてきました⁸。
- フランスは、UNGP で期待される内容を自国のデュー・デリジェンス法に取り入れ、EU や他の加盟国は、同様の法律に取り入れる作業を始めています。
- その他の国や州については、例えばオーストラリア、カリフォルニア州、イギリスでは現代奴隷、オランダでは児童労働と、特定の人権についてはデュー・デリジェンス法に取り入れています⁹。
- EU の [CSR 戦略](#)、[金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示規則](#)、[持続可能な行動のためのタクソノミー](#) 最低限の社会的セーフガードは、すべて UNGP を参照しています。
- 東南アジア諸国連合（ASEAN）およびアフリカ連合も、地域の枠組みに UNGP を用いるよう動いています。
- また、UNGP は以下にも統合されています。
 - OECD 多国籍企業行動指針
 - ISO 26000：人権を尊重する企業の責任の中核的側面を、人権規定に反映させている。
 - IFC パフォーマンス・スタンダード：人権を尊重する企業責任の概念をパフォーマンス基準 1 に盛り込んでいる。

UNGP は 3 つの柱で構成されています。



8 ビジネスと人権に関する国家行動計画は、企業による人権侵害の結果から国家が適切に保護することを確保するための政策戦略です。[デンマーク人権研究所のウェブサイトに掲載されている全リスト](#)を参照のこと。

9 ビジネスと人権リソース・センターの[最近の進展の概要](#)を参照のこと。

OECD 多国籍企業行動指針

UNGP が満場一致で承認された 2011 年、OECD は[多国籍企業のための指針](#)（ガイドライン）を更新し、UNGP は、人権に関するグローバルで、権威ある基準であるとししました¹⁰。ガイドラインは、どのように責任ある行動をとるかについて、政府から企業への期待を反映しています。これらは、人権や労働権を含む、ビジネスの責任に関するすべてのテーマ分野をまとめたものです。

ガイドラインは、49 か国の政府が公式に遵守している国際的な法的文書であり、各国の領土内または領土から進出している企業間でこのガイドラインを推進することに対する正式なコミットメントです。機関投資家を含む企業は、基準を満たさない場合、OECD ナショナル・コンタクト・ポイント（NCP）を通じて苦情を申し立てられる可能性があります。NCP は、ステークホルダーが非遵守を申し立てるための正式な苦情プロセスで、問題に関する対話を仲介し、調停の結果を説明する声明を公表します。

[機関投資家に対する多くの事案が NCP に寄せられ](#)た後、金融業界の大規模な協力を経て、OECD は 2017 年に、人権を尊重するという機関投資家の責任を含め、[機関投資家は指針をどのように遵守するべきか](#)について、技術的指針の詳細を発表しました。

投資家イニシアティブ

機関投資家の間でも、人権に関するモメンタムが生まれ始めています。

- 過去 5 年で、運用資産残高（AUM）13 兆米ドル以上を保有する約 115 の機関投資家が、PRI 主導の協働エンゲージメントを通じて企業 100 社とエンゲージメントし、UNGP を参考として使用し、人権に関する慣行や開示状況を改善しました¹¹。
- PRI の 180 以上の署名機関が、UNGP および／または OECD 指針を参考にし、それぞれの投資ポートフォリオにさまざまな形でスクリーニングを行っています¹²。
- 運用資産残高が 5 兆 3,000 億米ドルとなる 88 の投資家に支援されるイニシアティブである、[国連指導原則報告フレームワーク（UN Guiding Principles Reporting Framework）](#)を通じて、情報を開示する企業数は増加しています（現在 152 社）。
- 投資家や市民社会が主導するイニシアティブである[企業人権ベンチマーク（Corporate Human Rights Benchmark）](#)は、200 社を超える大手上場企業の人権に関する実績を評価しています。
- 人権のための投資家アライアンス（Investor Alliance for Human Rights）が主導する、企業のデュー・デリジェンスを義務化するための法整備を各国政府に求める[投資家の動き](#)は、現在、運用資産残高が 5 兆米ドルとなる 105 人の投資家から支持されています。

2011 年に UNGP が承認されて以来、PRI が取り纏める協働エンゲージメントを含め、[社会課題に関連するプロジェクト](#)の包括的な枠組みとして、PRI は UNGP を採用してきました。一部の投資家や企業は人権に関して大きな進展を遂げていますが、投資家は、自身の人権に関するデュー・デリジェンスの一環として、企業が UNGP に沿って人権リスクや情報開示をより適切に管理する必要性を強化することができます。これにより、投資に関する意思決定、スチュワードシップ活動、およびポリシー・エンゲージメントをよりの確に伝えることができ、最終的には人々に与える結果を向上させることができます。

10 OECD 多国籍企業行動指針は、環境問題や経済問題（税金など）も対象としています。

11 社会・人権問題に関する歴史的取り組みについては [PRI コラボレーション・プラットフォーム](#) を参照のこと。AUM の数値はエンゲージメントを行った時ではなく、2020 年時点で報告された情報に基づいており、アセット・オーナーの AUM と運用会社の AUM を重複してカウントしている場合があります。

12 署名機関による報告については [PRI Data Portal](#) を参照のこと。

投資活動における人権の尊重

人権を尊重するという機関投資家の責任には、彼らの業務上の活動（例えば、従業員、顧客、コミュニティ、請負業者）および投資を通じて関連する結果の両方が対象となります。本報告書では、後者に焦点を当てています。

投資家はアウトカムにどう結びついているか

投資家が注力すべき点は、a) 投資を通じて自分たちが関係する人権に関する実際のまたは潜在的な負のアウトカム、および b) そうしたアウトカムにどのように関係しているか、を理解することです。これを通じ、負のアウトカムを防止、緩和するために投資家に期待されること、ならびに救済措置へのアクセスの提供および具現化において投資家が果たすべき役割はどのようなことかを判断します。

機関投資家が人権のアウトカムとつながるためには、3つの方法があり、投資家がどのようにアウトカムに関連しているかは以下の通りです。

- 原因となるもの：事業活動を通じたもの¹³（例：各社の従業員に対するアウトカム）。投資家は、自らの活動によって、他者が人権を享受する能力を失わせたり、低下させたりする、人権への負のアウトカムの「原因」となることがあります。これは通常、投資者の業務活動に関連して生じますが、投資者が被投資会社の支配持分を有する場合（例えば、プライベート・エクイティにおける過半数所有モデル）、投資活動が結果を引き起こすこともあります¹⁴。
- 貢献するもの：a) 複数の貢献者のうちの一社として投資家の事業活動を通じたもの、またはb) 投資先の企業またはプロジェクトが誘発するもしくは促進するビジネス上の関係や投資活動を通じたもの。これは、投資家が高い持分を保有しており、損害について知ることができた、あるいは知るべきであったが、予防措置が不十分であった場合の投資により発生します。
- 直接関連するもの：投資先企業またはプロジェクトの活動、製品またはサービスを通じたもの。

投資家の実際のまたは潜在的なアウトカムとの関係は、時間の経過とともに変化します。投資家が負のアウトカムに「貢献した」または「直接関連した」とされるかを決定するのは、特に以下の3つです。

- 投資家が、他者による人権侵害を促進または奨励した程度
- そうした人権侵害を知っていた、または知るべきであった程度
- こうした問題に対処するために実施した是正策の質

投資家のポートフォリオによる実際のまたは潜在的な人権への負のアウトカムを管理する投資家の責任は、投資先企業の責任に代わるものではなく、その逆も同じです。負のアウトカムを引き起こしたり、負のアウトカムに貢献したりするのは、主に企業です。

¹³ 活動とは、実施する、および実施しない、という両方の選択です。

¹⁴ デンマーク商務庁 – 責任投資指針（2018）、p. 7（デンマーク語）

3つの部分からなる責任

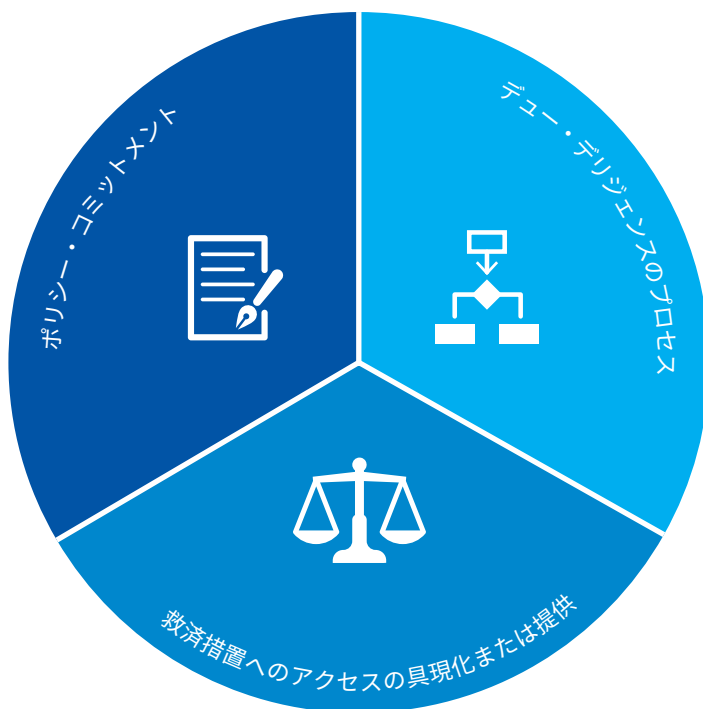
機関投資家はポリシー・コミットメントの公表、デュー・デリジェンス・プロセスの策定、または救済措置へのアクセスの具現化または提供を通じて、人権を尊重する責任を果たす必要があります。

ポリシー・コミットメントおよびデュー・デリジェンスのプロセスは、少なくとも、上述の人権の定義の項に記載されている国際的な法的文書に含まれる人権は網羅するべきです。

機関投資家は、投資ガバナンスの枠組みと管理システムに人権に関するポリシー・コミットメントを組み込まなければなりません。

投資家は投資判断、投資先のスチュワードシップ、政策立案者やその他のステークホルダーとの対話を利用することで、デュー・デリジェンスおよび求められる救済措置へのアクセスを、UNGP および OECD 指針に基づいて効果的に行うことができます。これらの活動は、国家が人権を十分に保護できていなくても期待される活動です。

ビジネス・リスク、オペレーション・リスクまたは財務リスクに焦点を当てる、投資家の従来のリスク管理システムとは異なり、核となる要素は、人々にとって負の結果をもたらすリスクに焦点を当てるといことです。



	ステップ	行動
ポリシー	国際的に認められた人権を尊重するポリシー・コミットメントの採択	最もシニアなレベルで承認し、組織全体で適切なリソースをもとに人権を尊重するポリシー・コミットメントを組み入れ、それをガバナンスの枠組み、管理システム、投資理念、政策および戦略に統合し、投資決定、投資先のスチュワードシップ、政策対話について伝達します。
デュー・デリジェンスのプロセス	投資先から生じる、人々にとっての実際のおよび潜在的な負のアウトカムの特定	投資判断 実際のまたは潜在的な人権への負のアウトカムの管理は、ポートフォリオの構築、銘柄選択、資産配分、および外部のマネージャーやファンド、その他のサービス・プロバイダーの選定、指名、モニタリングまたはそのいずれか一つなどの投資意思決定プロセスに反映させるべきです。
	特定された実際のおよび潜在的な負のアウトカムの防止と緩和	
	人権に関するアウトカムの継続的な管理の追跡	
	アウトカムや実施した措置について、顧客、受益者、影響を受けるステークホルダー、および公への伝達	
救済措置へのアクセス	救済措置へのアクセスの具現化または提供	投資先のスチュワードシップ 個々にまたは他の投資家と協力して、資産の所有権および／または所有権の地位を利用し、既存のまたは潜在的な投資先の活動や行動に影響を与えることは、人権に関する負の結果を防止し、緩和するため、ならびに実際に負の結果が生じ、投資家がそれに関連している場合には、救済措置へのアクセスを具現化するために必要です。エンゲージメントと議決権はこのための重要なツールです。
		政策立案者および主要なステークホルダーとの対話 潜在的な人権への負のアウトカムを防止し、実際に被害が発生した場合にはそれを緩和し、救済措置へのアクセスを具現化するためには、人権パフォーマンスや情報開示の規制から特定の社会経済政策に至るまで、さまざまな政策介入が必要です。投資家は、他者（例えば、政策立案者、規制当局、多国間組織、証券取引所）と協力して、人権を尊重する投資を可能にする環境を促進するような市場や業界の基準を策定したり、その基準に影響を与えたりすることができます。責任には、人権保護の改善を目指した法律や意見に反対するロビー活動を控えることも含まれます。

深刻度と影響力

深刻度と影響力の概念は、投資家が活動の焦点や順序を決め、どの行動をとるべきかを判断するために一般的に用いられています。

深刻度

人権はそれ自体をランク付けすることはできませんが¹⁵、具体的な事業活動や投資において、人々にとって実際に、あるいは潜在的にどのような負のアウトカムが最も深刻であるかを評価することは、取り組むべき問題の優先順位付けに役立ちます。これは、一定期間にわたる人権の負のアウトカムすべてを管理するための全体的な責任を制限するものではありません。

評価には、結果（個人の権利に対して）の規模、範囲（影響を受ける個人の数）、および是正不可能な性質（影響を受けた人々を少なくとも依然と同様の状況まで回復させる能力に対するあらゆる制限）の見直しなどがあります。

人権問題の深刻さは、金銭的重要性の観点からではなく、影響を受ける可能性のあるステークホルダーの観点から評価されるべきであり、ステークホルダーのインプットは、その評価プロセスにおいて重要となります。しかし、人権に関するデュー・デリジェンスのプロセスの焦点は、人々へのリスクである一方、対処されなければ金銭的に重大となり得る問題も取り上げるため、重複が生じる場合もあります。したがって、人権に関する企業のデュー・デリジェンスのプロセスを評価することは、その企業の全体的なガバナンスと将来の潜在的な財務リスクを評価する良い方法でもあります。

影響力

機関投資家は、害を及ぼしたり、害に加担している第三者の不正な慣行を変えるため、投資先やその他のステークホルダーに影響を与える力を持つ必要があります。UNGP¹⁶ および OECD 指針¹⁷ はこれを「影響力」としています。投資家は、投資判断、投資先のスチュワードシップ、および政策立案者や主要なステークホルダーとの対話を通じて、上記の表のすべての行動を通じて影響力を行使し、高めることができます。

投資期間にわたり投資先に影響を与える選択肢は、投資商品により異なります。一部の金融商品については、投資前と投資後の両方で影響力を行使することができます。（よって、行使すべきです）

- 株式投資家は、スチュワードシップ活動や議決権行使を通じて、より直接的に影響を与えるメカニズムを有します。
- 取締役会での地位や負のアウトカムを制御する権利を有するプライベート・エクイティ投資家は、経営陣を交代させる選択肢など、より大規模な直接的な影響力を有します。
- ソブリン債については、主に発行体が市民に対する説明責任を追うため、ソブリン債の保有者は、その影響力が限られていて、発行体による制限を受けることが多くなっています。
- 流動性のない資産（プライベート・エクイティのような強力な所有権のメカニズムが存在する場合を除く）に投資している投資家は、一度投資しても影響力が限られていることが多いため、人権に関するリスクを特定し、期待を明確にすることに対して投資前により注意を払うべきです。

投資家の影響力が十分でない場合、他の投資家との協働など、影響力を高める方法を追求する必要があります。スチュワードシップは、投資家が影響力を行使し、高める一つの方法にすぎませんが、個別であれ協働であれ、ESG 課題について企業とエンゲージメントをすることに慣れている投資家は、このメカニズムに精通しています。

投資家が、負のアウトカムを防止または軽減するために投資先の行動を適切に変化させる十分な影響力を確立できず、かつ改善の見込みがない場合には、その投資の継続を正当化できるか否かを検討することもできます。しかし、人権に対する負のアウトカムの深刻度と、投資のダイベストメントが人権にもたらすアウトカムを、常に第一に考えるべきです。

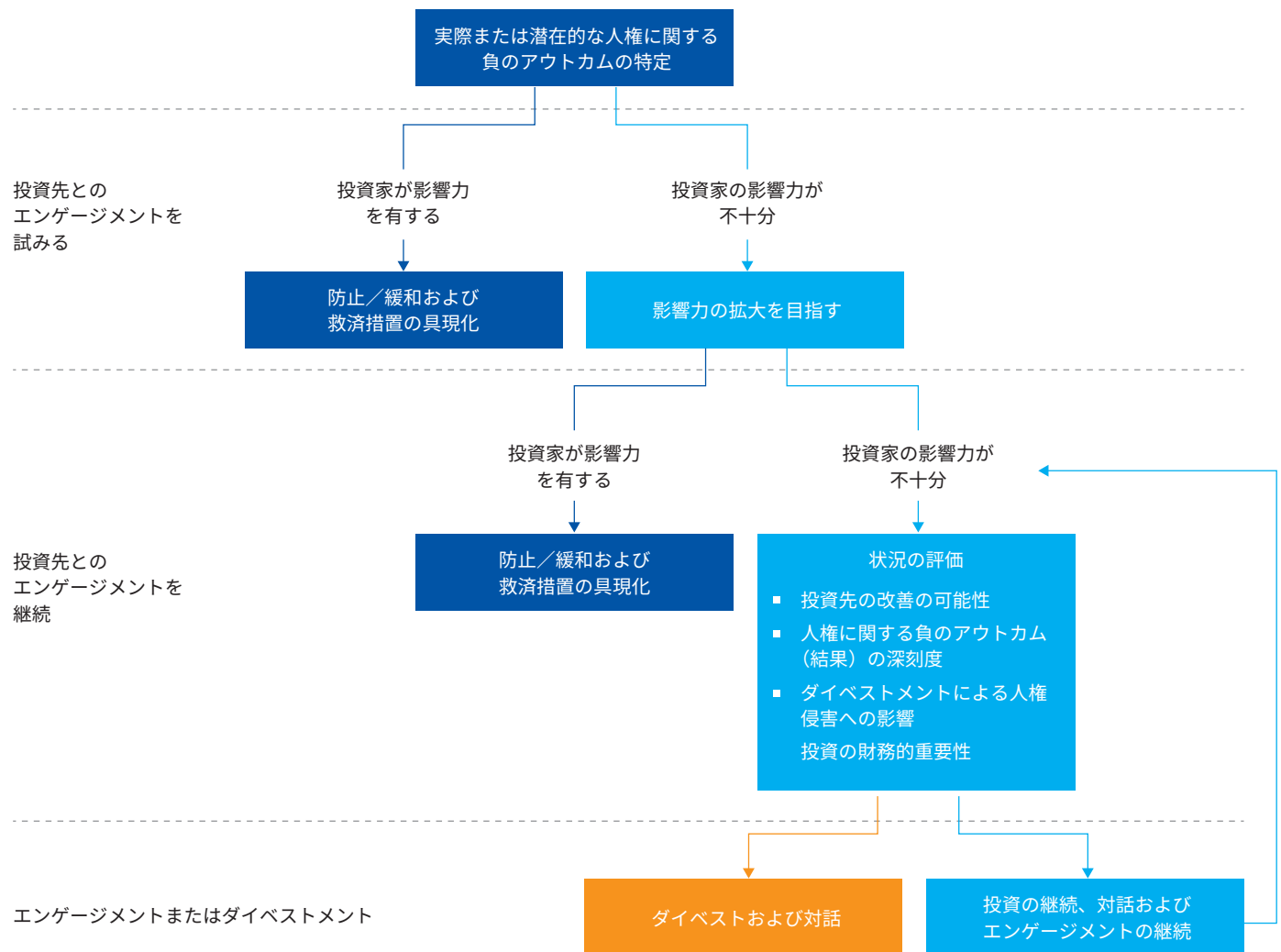
15 ウィーン宣言及び行動計画（1993 年）は、世界の人権は、「公平に、同じ根拠で、同じ重大性を持って」扱わなければならないとしています。

16 https://www.ohchr.org/documents/publications/guidingprinciplesbusinessshr_en.pdf

17 <https://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf>

投資家は、最終的な考慮事項として、その投資が、投資戦略またはポートフォリオにおいて財務的観点からどの程度重要かを検討する必要があります。また、投資家は、投資からダイベストまたは撤退する場合、受託したマンドート（例えば年金規約）、または資産配分要件が定められている場合には、その要件を満たすことができないとみなされることがあります。そうしたケース、すなわち、投資家が人権に関する負のアウトカム

に対処する十分な影響力を確立できず、かつ投資のダイベストもできない場合は、取った措置および投資を継続するための理由を文書化し、顧客、受益者、影響を受けたステークホルダーおよび他の関連当事者に伝達する必要があります。彼らは自らのアプローチと決定を正当化し、投資の継続がもたらす（評判、財務、法務面の）潜在的な結果を受け入れる準備ができていなければなりません。



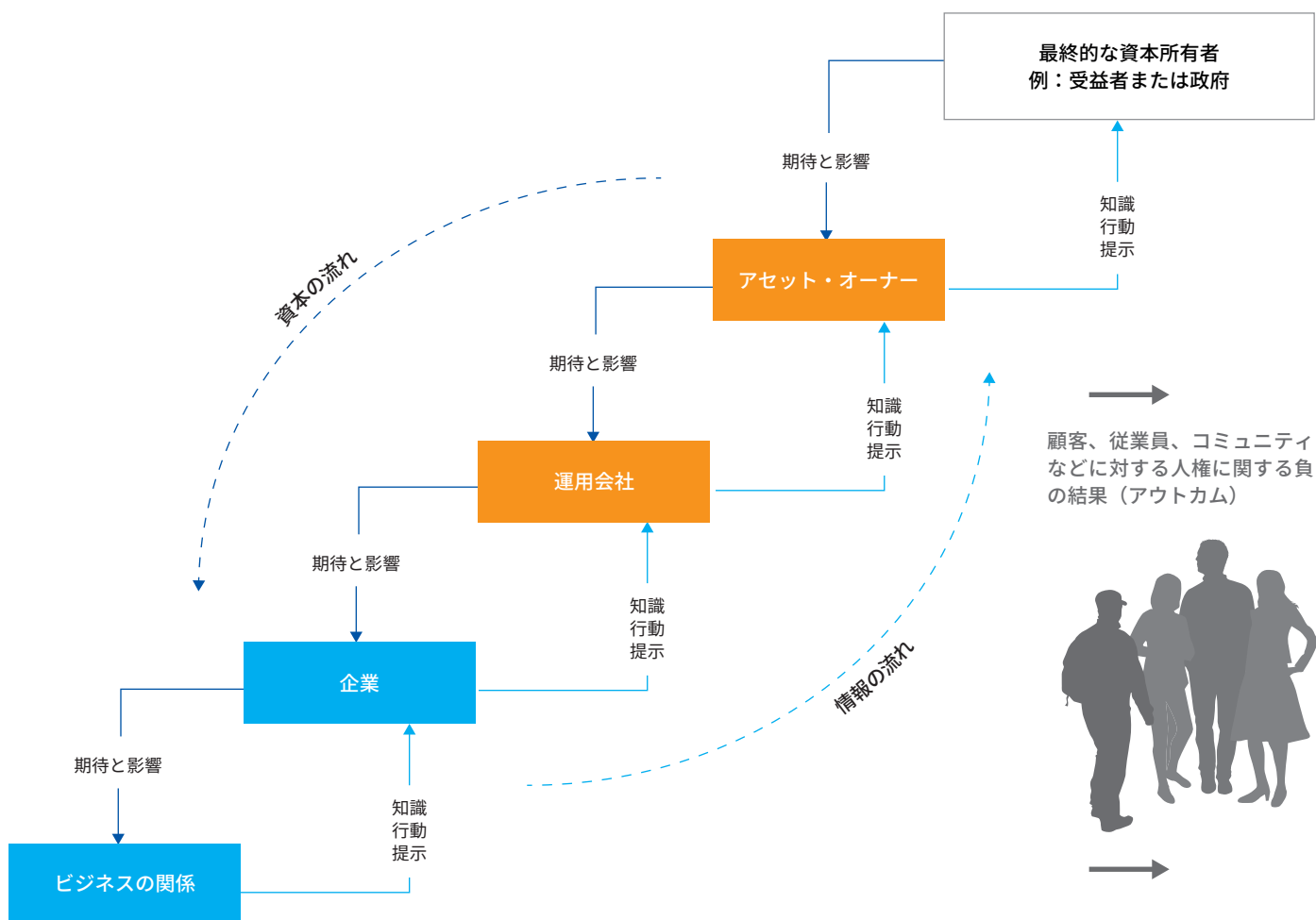
バリューチェーンに与える影響

バリューチェーンのすべての事業体は、人権のアウトカムに結び付いているため、人々への実際のおよび潜在的な負のアウトカムを管理し、人権を尊重する責任があります。

自分のエクスポージャーおよび必要な行動を理解するため、アセット・オーナーは、運用会社、他のサービス・プロバイダーおよび／または投資先に必要に応じて情報提供を求めなければなりません。

例えば、情報の流れは、運用会社に運用を外部委託した年金基金が、ポートフォリオに関連する人権への結果を認識することを可能にします。人権に関するデュー・デリジェンスは不十分なことが多く、情報ギャップを埋めるため、投資家はサービス・プロバイダー、NGO、政府、メディア、トレード・ユニオン、影響を受ける権利者または彼らの代表者を通じて積極的に動く必要があります。

簡素化されたバリューチェーン：投資家は、投資先がその事業活動や関係から生じる害をどのように管理しているかを知り、行動し、示すことに対して、企業に対する期待値を設定し、影響力を行使します。



実際には、投資コンサルタント、ファンド・オブ・ファンズ、ベンチマーク管理者、エンゲージメント・プロバイダー、証券取引所、またはその他の金融仲介機関を利用することで、バリューチェーン（および情報と資本の流れ）はさらに複雑化するケースが多くなります。

それにもかかわらず、アセット・オーナーは期待値を設定し、第三者の投資マネージャー、サービス・プロバイダー、および投資先（いずれも人権を尊重する独立した責任を負う）の慣行に影響を与える立場にあります。

主なリソース

本文書に示された責任は、UNGP や OECD 指針などの国際的に認められた基準に基づいています。我々は、期待される内容の概要を提供し、投資活動において人権尊重をどのように実施するかに関するさらなる技術的詳細および事例について、以下のガイダンス文書に特に重要視します。

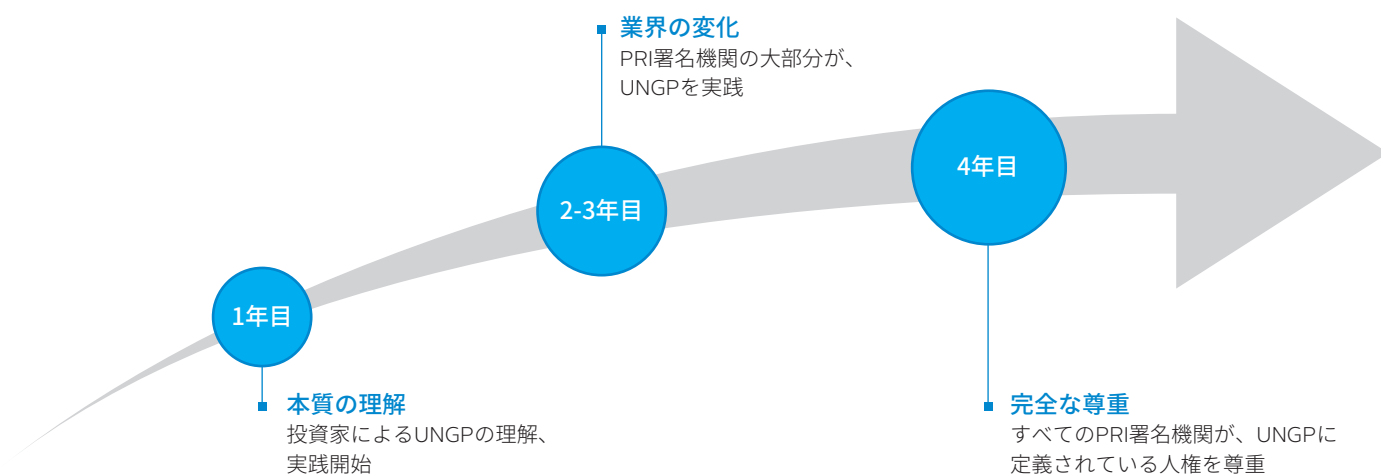
- 経済協力開発機構（OECD）の[機関投資家向けの責任ある企業行動](#)は、ポートフォリオにおける人権や労働権、環境、腐敗に関連する負の結果の防止や対処のため、「OECD 多国籍企業行動指針」のデュー・デリジェンスに関する提言の実施を支援します。
- 人権のための投資家アライアンス（IAHR）の[人権のための投資家ツールキット](#)は、ステップごとのフレームワーク、チェックリスト、テンプレート、投資家によるケース・スタディを投資家に提供します。



次のステップ

世界的な気候危機、拡大する不平等、そして COVID-19 感染拡大のなか、[多くの人が](#)、これまで以上に人に焦点をあてた経済的・社会的モデルを求める声をあげています。現在の金融および経済システムの不十分かつ持続不可能な性質に対処するためには、これは非常に重要です。国際人権基準、SDGs およびパリ協定は、世界が必要とする持続可能な経済回復ならびにシステム改革を形成していくべき、普遍的な枠組みです。

そのため、我々は、金融システムに導入されている人権尊重に向けた取組のため、複数年にわたる行動計画を策定しています。



PRI では次のことを実施します。

- 知識の共有、事例、その他の実践的な資料を通じ、機関投資家による UNGP の実施の支援。
- PRI レポーティング・フレームワークに人権に関する質問を取り入れることによる署名機関の説明責任の改善。(当初は任意での実施)
- 人権尊重を実施する上での業界の課題に対処するため、投資家の協働を促進。
- 投資家や投資先が人権問題を管理できるような政策措置の推進。
- 投資家が人々のリスクを管理できるような有意義なデータの創出。

我々は、署名機関および主要パートナーと連携し、こうした行動プログラムを実施し、我々の金融および経済システムが、地球の境界やそこに住む人々の権利を尊重するよう徹底していきます。金融業界は、持続可能な開発と成長を促進し、人々の基本的な尊厳と権利の維持を徹底するため、重要な役割を果たす必要があります。

CREDITS

AUTHORS:

- Bettina Reinboth, Head of Social Issues, PRI
- Nikolaj Halkjaer Pedersen, Senior Specialist, Sustainable Markets, PRI

EDITOR:

Mark Kolmar, PRI

DESIGN:

Will Stewart, PRI

責任投資原則（PRI）

PRI は、6 つの責任投資原則を実行に移すため、自らの国際的な署名機関ネットワークと連携しています。PRI の目的は、環境、社会、ガバナンス（ESG）課題への投資の影響を理解し、署名機関が、これらの課題を投資や保有の意思決定に統合するのを支援することです。PRI は、署名機関およびこれらの署名機関が活動する金融市場や経済、そして、最終的には、環境および社会全体の長期的な利益につながる行動をとっています。

の責任投資原則は、自主的かつ意欲的な一連の投資原則であり、ESG 課題を投資慣行に組み込むための潜在的な行動のメニューを提供しています。本原則は、投資家のために投資家により策定されました。本原則を実施していく中で、署名機関は、より持続可能なグローバル金融システムの開発に貢献しています。

詳細についての参照先：www.unpri.org



PRI は、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）と国連グローバル・コンパクトと連携した投資家イニシアティブです。

国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）

UNEP FI は、国連環境計画（UNEP）とグローバル金融部門の独自のパートナーシップです。UNEP FI は、持続可能性と財務パフォーマンスを関連付けて強化するため、持続可能な発展に関する UNEP FI ステートメントの署名機関である 200 以上の金融機関および様々なパートナー組織と緊密に連携しています。同業者ネットワーク、調査および研修を通して、UNEP FI は、金融機関業務のあらゆるレベルにおいて、環境・持続可能性のための最善の慣行の適用を特定、促進、実現するという使命を果たしています。

詳細についての参照先：www.unepfi.org



国連グローバル・コンパクト

国際連合グローバル・コンパクトは、世界各国の企業に対して、それぞれの業務および戦略を、人権、労働、環境および腐敗防止の分野で一般に受け入れられている 10 の原則に従うよう、また、国連の目標および持続可能な発展の目標を支持する行動を取るよう、呼びかけています。国連グローバル・コンパクトは、責任ある企業慣行の策定、実施、開示を主導する基盤です。2000 年に始まったこの取り組みは、企業の持続可能性イニシアティブでは世界最大であり、160 か国、8,800 を超える企業、4,000 以上の企業以外の団体、80 以上のローカル・ネットワークが参加しています。

詳細についての参照先：www.unglobalcompact.org

